

南九州短期大学学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

- 第 1 条 本学は、教育基本法および学校教育法の精神にのっとり、良識ある社会人としての教養と基礎学力の養成に努めるとともに、専門的、職業的な知識・技能を修得させ、国際的視野を広め、豊かな個性を持つ社会の有為な形成者として必要な資質を養うことを目的とする。
- 2 教職員は学生と共に本学の歴史と文化を継承し、不断の改革に努めると共に新たな価値創造を行い、社会に貢献する。

(自己点検・評価)

- 第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。
- 2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2節 組 織

(学 科)

- 第 3 条 本学に、国際教養学科を置く。
- 2 国際教養学科の教育目標は、次のとおりとする。
- (1) 日本語表現力を基盤とする幅広い教養を基礎に、ビジネス知識、外国語能力、コンピュータ・リテラシーを教授することにより、コミュニケーション能力を備えた社会的に有為な人材を養成する。
- (2) 社会や個人との豊かな関わりが持てる、ホスピタリティ・マインドを涵養する。
- 3 国際教養学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
国際教養学科	125人	250人

(専攻科)

- 第 4 条 本学に、専攻科（国際教養専攻）を置く。
- 2 専攻科は、国際教養学科において修得した知識・技術をもとに、より精深な内容の研究を指導し、高度産業社会に相応しい人材を養成することを目的とする。
- 3 専攻科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻科	入学定員	収容定員
国際教養専攻	15人	15人

(図書館)

- 第 5 条 本学に、図書館を置く。
- 2 図書館に関する事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(教職員)

- 第 6 条 本学に、学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置き、必要により技

能職員を置くことができる。

(職務)

第 7 条 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

2 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

3 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

4 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

5 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

6 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

7 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(事務局)

第 8 条 本学に、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(学生部)

第 9 条 本学に、学生部を置く。

2 学生部の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第 4 節 教授会

(教授会)

第 10 条 本学に、教授会を置く。教授会は、学長を除く専任の教員をもって組織する。

2 原則として学長は教授会に出席する。

3 議長が必要と認めた場合は、前項に定める構成員以外の教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 教授会には、定例教授会、入学試験合否判定教授会、卒業判定教授会がある。また、必要に応じて臨時の教授会を行うことができる。

5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当り意見を述べるものとする。学長は、教授会の意見を真摯に受け止め、最終的な決定を行い、その決定を教授会に周知する。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるもの。

6 教授会は、議長がこれを招集する。

7 議長は教授の中から教授会構成員による互選とし、任期を1年間とする。議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した者が議長となる。また、議長は再任する事ができる。

8 定例教授会は、原則として月1回開催し、その他必要に応じて、随時に開催することができる。

9 議長は、教授会構成員の3分の1以上の者から教授会開催の要求があった場合は、10日以内に教授会を開催しなければならない。

10 議長は、教授会の議題を開催日前に構成員に通知しなければならない。

11 教授会は、構成員の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。この場合、休職中又は留学中の者は構成員数に含まない。

12 議事は、出席者の過半数の賛成をもって教授会の意見とする。この場合、議長は議決に加わることができない。ただし、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(教授会議題運営委員会)

第11条 教授会に、教授会議題運営委員会を置き、議題の選定及び編成を委任する。

2 教授会議題運営委員会に関する事項は、別に定める。

(審議事項)

第12条 第10条第5項(3)に係る事項は次の通りとし、教授会は、その事項に係る議案について審議し、審議結果を学長に答申する。

- (1) 教員の資格審査に関すること。
- (2) 学生の除籍、転学部(科)及び復学に関すること。
- (3) 試験及び修得単位の認定に関すること。
- (4) 教育課程の編成に関すること。
- (5) 学生の厚生補導及び賞罰に関すること。
- (6) 各種検討委員会の設置に関すること。
- (7) 本学が主催又は共催する学生の留学及び研修に関すること。
- (8) 産、学、官、地域との連携等に関すること。
- (9) 公開講座に関すること。
- (10) 学事に係る規程の改廃、制定に関すること。
- (11) 第35条第1項、第36条第1項及び第39条に係る事項は報告事項とする。
- (12) その他学長が認めた教育研究上の重要事項に関すること。
- (13) (12)に関わらず、第10条第1項及び第3項に定められた者は部門長の承認を経て、審議事項を教授会議題運営委員会に提案することができる。

(検討委員会)

第13条 学長は、必要に応じて教育研究上に関する審議事項についての検討委員会を設けることができる。

- 2 検討委員会の構成及び設置期間等は、教授会の意見を聴いて学長が決める。
- 3 検討委員会は、学長からの諮問事項を審議し、その結果を教授会に文書で報告する。また、検討委員会の委員長は、毎年度の活動報告を翌年度の5月までに行うものとする。
- 4 検討委員会は会議毎に議事録を作成する。

(幹事及び議事録)

第14条 教授会に幹事を置き、事務局をもってこれに充てる。

- 2 幹事は、議事録作成等の事務処理を行い、議事録を保管する。
- 3 議事録には、議長及び審議に加わった教授2人が署名押印する。
- 4 教授会は、議事録をもって学長への答申とし、学長はその答申を参考にして、自ら決定する。
- 5 学長は、教授会の審議事項及び学長の決定を理事長に文書で報告しなければならない。

第2章 学科通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第15条 修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第16条 学生は、4年を超えて在学することができない。

- 2 転入学者は、転入学のとき決定した修業年限の2倍を超えて在学することができない。

第2節 学年、学期及び休業日

(学 年)

第17条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期及び授業期間)

第18条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要と認めた場合は、前項の日程を変更することができる。

3 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第19条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 開学記念日 5月1日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

(7) 学年末休業

2 学長は、必要と認めた場合は、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第3節 入 学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、4月とする。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) 本学における入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者。

(入学出願の手続)

第22条 入学志願者は、入学試験要項に定める入学願書その他の書類等に、入学検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(合格者の決定)

第23条 学長は、入学志願者に対して試験を行い、教授会の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第24条 合格者は、所定の期日までに、本学所定の「誓約書」及びその他本学が指示する書類を提出し、入学金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第25条 他の大学からの転入学については、試験を行い、教授会の議を経て、学長が許可する。

第4節 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位数)

第26条 授業科目（以下「科目」という。）及び単位数等は、別に定める「履修規程」によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、教職に関する科目を置く。この科目及び単位数等は、別に定める「教育職員免許状取得のための履修規程」によるものとする。

(履修届)

第27条 学生は、学期の始めに、その学期中に履修しようとする科目を届け出なければならない。

(履修方法)

第28条 科目の履修方法は、別に定める。

2 教育職員免許状の取得に要する科目の履修方法は、別に定める。

(単位の計算方法)

第29条 単位を定めるに当たっては、1単位の科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第30条 所定の科目を履修し、試験に合格した者には、前条により定められた単位を与える。

(卒業に必要な単位数)

第31条 卒業に必要な単位数は、別に定める「履修規程」により、68単位以上とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第33条 本学には、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、認定単位数は、転学等の場合を除き、前条第1項の認定単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

(試験)

第34条 定期試験は、毎学期の講義終了後に行う。ただし、臨時に試験を行うことができる。

2 病気、その他やむを得ない理由により試験を受けることができない者は、あらかじめその旨を学長に届け出、追試験を受けることができる。

3 試験の結果、不合格となった者及び前項以外の理由により試験を受けることができなかった者は、再試験を受けることができる。

第5節 休学、退学、除籍、転学、及び復学

(休学)

第35条 病気その他特別の理由により、引き続き3か月を超えて修学することが困難で、休学しようとする者は、休学前に休学届を学生支援課に提出しなければならない。

2 学長は、病気その他特別の理由により、修学が適当でないと認められる者については、教授会

の議を経て、休学を命ずることができる。

- 3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときには、1年を限度として休学期間の延長を認める。
- 4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 5 休学期間は、第16条に定める在学年限に算入しない。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、退学前に退学届を学生支援課に提出しなければならない。

- 2 退学後2年以内にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。
- 3 学長は、次のいずれかに該当する者に、退学を命ずることができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り修学の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 前項の規定により退学を命ぜられた者には、復学又は再入学を認めない。

(除籍)

第37条 学長は、次のいずれかに該当する者を、除籍することができる。

- (1) 修学する意思がないと認められる者
 - (2) 督促を受けた納入金を、指定された期限までに納入しない者
 - (3) 第16条に定める在学年限を超える者
 - (4) 第35条第4項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
 - (5) 死亡の届出のあった者
- 2 前項第1号の規定により除籍された者が、1年以内に再入学を願い出たときは、学年の始めに限り、これを許可することがある。
 - 3 第1項第2号の規定により除籍された者が、当該滞納納入金を添えて、3か月以内に復籍を願い出たときは、学長は、これを許可することがある。この場合、除籍処分を取り消して、除籍により失った在学中の事績を復活する。

(退学及び除籍の方法)

第38条 第36条第3項の退学及び第37条の除籍は、教授会の議を経て、学長が決定する。

- 2 退学を命じ、又は除籍を行うときは、本人に通知する。

(転学)

第39条 他の大学に転学しようとする者は、転学前に転学届を学生支援課に提出しなければならない。

(復学)

第40条 休学期間中にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て、復学することができる。

第6節 卒業

(卒業)

第41条 本学に2年以上在学し、第31条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 卒業の時期は、3月及び9月とする。

(短期大学士の学位)

第42条 前条の規定により卒業した者には、短期大学士（国際教養）の学位を授与する。

- 2 不正の方法により学位の授与を受けた者及び本学の名誉を損なった者については、教授会の議を経て学位授与を取り消し、学位記を返還させ、公表することができる。

第7節 賞罰

(表 彰)

第43条 学長は、表彰に値する行為があった者として学生部から推薦された学生を、教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲 戒)

第44条 学長は、学則その他本学の定める諸規定に違反し、又は学生としての本分に著しく反する行為があった者を、学生懲戒委員会にかけける。なお、学生懲戒委員会は第9条に定める学生部で構成する。

2 学生懲戒委員会は懲戒の可否及び懲戒処分の軽重を審議し、その結果を教授会に提案する。

3 懲戒の可否及び懲戒処分の軽重は、教授会の議を経て、学長が決定する。

4 懲戒処分は、次のとおりとする。

(1) 退学

(2) 停学

(3) 戒告

5 前項第2号の停学の期間が3か月を超えるときは、停学の全期間を第16条に定める在学年限に算入しない。

6 懲戒に関する手続きは別に定める。

(賞罰の通知)

第45条 賞罰は、学長が本人に通知する。

第8節 学生納入金

(入学金)

第46条 第24条に定める入学金は、200,000円とする。

(授業料)

第47条 授業料は、年額として定め、次のとおりとする。

年 次	1 年 次	2 年 次
授 業 料	850,000円	850,000円
前期納入	425,000円	425,000円
後期納入	425,000円	425,000円

2 前項に定める年額の、それぞれの2分の1に相当する額を前期分及び後期分として、分割納入する。

3 授業料の納入期限は、前期分4月20日、後期分10月1日とする。ただし、新入学生及び転入学生の前期分は入学手続期限に同じとする。

4 特別の理由により、延納を願い出る者は、学長の許可を得なければならない。ただし、延納の期限は、原則として、3か月を超えることができない。

(授業料の納入の特例)

第48条 休学を許可された者は、休学期間の授業料を免除する。ただし、学期途中で休学をする場合、その学期の授業料は、全額納入しなければならない。

2 復学を許可された者は、復学開始日の属する学期の授業料は、原則として復学した年度に適用される額を全額納入しなければならない。

3 退学又は転学する者は、在学最終日の属する学期の授業料は、全額納入しなければならない。

4 停学期間の授業料は、免除しない。

(授業料未納者の処置)

第49条 授業料を所定の期限までに納入しない者には、定期試験その他の受験資格を与えず、単位の認定を停止する。また、在学学生であることの証明書の発行を停止する。

2 前項の規定は、第47条第4項の規定する学長の許可を得た者には適用しない。

(納入金の返還)

第50条 既納の入学金及び授業料は、原則として返還しない。

第9節 専攻科

(修業年限)

第51条 修業年限は1年とする。

(在学年限)

第52条 学生は、2年を越えて在学することができない。

(入学の資格)

第53条 本学専攻科に入学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 四年制大学を卒業した者
- (4) 外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (5) 専修学校専門課程（修業年限が2年以上あること、その他文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る）を卒業（学校教育法第56条に限定する大学入学資格がある者に限る）した者
- (6) 本学専攻科において短期大学卒業者と同等もしくはそれ以上の学力があると認められた者

(授業科目及び単位数)

第54条 授業科目及び単位数等は、別に定める「専攻科履修規程」によるものとする。

(修了に必要な単位数)

第55条 修了に必要な単位数は、別に定める「専攻科履修規程」により、24単位以上とする。

(修了)

第56条 本学専攻科に1年以上在学し、第55条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

(入学金)

第57条 入学金は、100,000円とする。

(授業料)

第58条 授業料は、年額として定め、次のとおりとする。

年次	1年次
授業料	300,000円
前期納入	150,000円
後期納入	150,000円

(準用規定)

第59条 本学則第17条乃至第20条、第22条乃至第25条、第27条乃至第30条、第34条乃至第40条、第41条2項、第43条乃至第45条、第47条2項乃至4項、第48条乃至第49条の規定は専攻科において準用するものとする。

第10節 科目等履修生、外国人学生及び長期履修学生

(科目等履修生)

第60条 学長は、本学における一部の科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を

経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(外国人学生)

第61条 学長は、外国人で入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人学生に関する事項は、別に定める。

(長期履修学生)

第62条 学長は長期履修学生として入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て長期履修学生として入学を許可することができる。

2 長期履修学生に関する事項は別に定める。

第11節 奨学金制度

(奨学金の貸与)

第63条 本学に奨学金制度を置き、奨学金の貸与を行う。

2 奨学金に関する事項は、南九州学園奨学金規程による。

第12節 公開講座、国外研修及び単位認定留学

(公開講座)

第64条 地域社会の教育、学術及び文化の振興と普及に貢献するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

(国外研修及び単位認定留学)

第65条 本学に、国外研修及び単位認定留学の制度を置く。

2 国外研修及び単位認定留学に関する事項は、別に定める。

第13節 学則の改廃

(学則の改廃)

第66条 学則の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定し、理事会の承認を得なければならない。

附 則

本学則は昭和40年4月1日から施行する。

この改正は、昭和41年度以降の入学者に適用する。

(以降改正の各年度適用については省略)

改正 平成17年11月16日 第42条については、平成17年度卒業生から適用する。

改正 平成18年12月1日 第6条、第7条の改正については、平成19年4月1日から施行する。

改正 平成20年4月1日、平成21年4月1日、平成22年4月1日、平成23年4月1日、平成24年4月1日、平成25年4月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日